

第11章 救助・救急計画

第1節 救助対策

災害により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者（以下「要救助者」という。）について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出するための救助業務を迅速かつ的確に実施するため、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）を準用するほか、次により救助活動に当たるものとする。

1 救助活動要領

(1) 状況確認

ア 事故発生場所及び活動環境

出場から現場到着に至るまでに、可能な範囲で次のことを確認する。

- (ア) 人ごみの状況などから、発生現場等を推察する。
- (イ) 周囲の状況（地形・道路・建物等）
- (ウ) 進入上の障害の有無
- (エ) 事故の規模
- (オ) 要救助者の有無
- (カ) 要救助者の位置及び数

(2) 事故形態

ア 災害の種類・規模

指揮者は自らの目で災害現場を観察し、さらに付近の者や関係者等から情報収集し、災害内容及び災害の進行状況、要救助者の数等について確認する。

イ 付近の状況

救出行動を行うには、付近建物・工作物・土質・地形・交通量・一般人の動静等に対しても配慮する。

ウ 人員、資機材等

救助隊員等の人員、救助技術、資機材の性能から救出方法及び応援要請等を決定する。

(3) 要救助者の状態

- ア 要救助者の容体及び状態（位置、体位及び障害の作用状況とその程度）
- イ 要救助者に作用する障害の特性（規模、構造、材質等）

(4) 救出判断

指揮者は、現場到着後、災害、事故の実態や活動環境を早期に掌握し、救出方法、救出手順など救出方針を決定し、隊員に任務分担を指示する。

- ア 事故の実態が判明したならば、事故の内容、規模及び危険性と救助隊の能力（人力、機械力、組織力等）とを対比して、総合的に分析したうえで優先事項に基づいた救出方法や手順を決定する。
- イ 実態掌握の結果から、初期判断に基づき予想した救出方法、使用資機材及び任務分担等に必要なる補正あるいは変更を加え、統制のある組織的活動を開始する。
- ウ 自己隊の隊員や資機材による救出方法に固執することなく、事故の実態に応じ、救助活動の原則及び優先事項を踏まえて、他隊、関係機関及び一般人、関係者等の活用による組織的救出方法を決定する。

(5) 救出完了までの手順

- ア 進入障害の排除処置
 - イ 二次災害発生危険の排除処置
 - ウ 要救助者の救命処置
 - エ 要救助者の症状悪化防止処置
- (6) 手段決定上の留意事項
- ア 危険の大きい障害から排除していく。
 - イ 周囲から中心部へ、順次、障害を排除していく。
 - ウ 要救助者の生命、身体に影響を及ぼす障害を排除していく。
 - エ 活動に着手する隊員の安全を確保して行う。
 - (ア) 足場の確保、転落防止を行う。
 - (イ) 危険性ガスの排除、消火手段（警戒筒先・消火器等）
 - (ウ) 状況により呼吸保護用器具、隊員保護用器具を装着させる。
 - (エ) 電源遮断、火気（火花等）の排除を行う。
 - (オ) 追突防止、破壊防止処置を行う。
 - (カ) 必要と思われる資機材を準備してから行動する。
- (7) 要救助者が複数の場合の原則
- ア 生命の危機が切迫している者の救出を優先する。
 - イ 生命の危機の度合が同位の場合には、救出が容易な者を優先する。
 - ウ 生命の危機の度合が同位の場合、災害時要援護者等を優先する。
 - エ 生命の危機の度合が同位の場合、苦痛の訴えの大きい者を優先する。
- (8) 応急処置と救助活動の優先判断
- ア 要救助者に生命の危機が切迫しているときは、応急処置と並行して救助活動を行う。
 - イ 要救助者の容体が、比較的軽微であるが、悪化が予想されるときは、応急処置を必要な範囲で行い、その後に救助活動を行う。
 - ウ 要救助者の容体が、比較的軽微で悪化が予想されないときは、救助活動を行い、その後に必要な応急処置を行う。
 - エ 周囲の状況や要救助者に作用する障害により、要救助者の生命に危険が切迫しているときは、救助活動を優先する。
- ※ 上記の判断の目安は、応急処置と救助活動のいずれかの選択をするときのみで、両活動は、努めて可能な限り並行して実施する。
- (9) 活動方針の変更・補正
- 状況の変化により、活動方針の変更・補正を必要とするときは、適時適切な命令の変更・補正を行う。

2 救助活動の留意事項

- (1) 二次災害発生危険の排除又は回避
- ア 指揮者の留意事項
 - (ア) 活動環境を絶えず確認して、隊員の位置、活動等の安全を確保しなければならない。指揮者は危険の排除に努めるとともに、危険の高い活動にあっては自ら安全を確認する。
 - (イ) 活動中、隊員への危険が予想された場合は、一時退避の下命をするなど行動統制を行う。
 - (ウ) 隊員の体力、技能等を考慮し、担当面、方法、時間等を決定すること。
また、活動が長時間に及ぶ場合は、交替要員を確保する。

- (エ) 使用資機材等の性能限界を考慮したうえで活動させるものとし、必要により資機材の増強あるいは活動障害となる対象物件の排除を行う。
- (オ) 救出活動中、万一救出方法の変更又は誤りに気づいたときは、全員に改めて救出方法、手順、任務分担を周知徹底する。

イ 隊員の留意事項

- (ア) 常に指揮者の指示に従い、規律ある行動をとり、任務の完全遂行に心がける。
- (イ) 迅速のみを重点に行動しやすいが、最も大切な安全、確実ということを忘れてはならない。行動は手順どおりとし、自己の思いつきの判断で手順を省略してはならない。
- (エ) 建物、工作物等の内部に進入する場合は、必ず緊急脱出方法を考えておくこと。
- (オ) 常に周囲の状況に配慮し、他の隊員との連携を保つ。
- (カ) 行動中、特異事象が発生又は発生するおそれを発見したときは、必ず指揮者に報告する。自らの憶測判断により行動を継続してはならない。
- (キ) 確認呼称及び指差呼称は、自己の行動について自ら意識づけを行うものであり、指揮者及び他の隊員に対して、自己の操作、行動を周知する。

3 要救助者の救命・悪化防止等の留意事項

- (1) 要救助者やその家族等関係者の異常な心理状態に配慮した言動をもって対応する。
- (2) 救出を行うに当たり、要救助者の移動、動揺は最小限にとどめ、症状の悪化防止、苦痛の軽減等を図る。
- (3) 要救助者の弱気な心理状態やショック等に配慮し、力づけや励ましの言葉をかけ要救助者を安心させ、落ち着かせる。
- (4) 危険性ガス等の中にある要救助者には、呼吸保護用器具等による呼吸の確保を行う。
- (5) 作業による受傷が予想される場合には、毛布等による保護を行う。
- (6) 救出作業に長時間を要する場合は、要救助者の状態に応じ水を与えるなどの配慮を行い、苦痛の軽減を図る。
- (7) 要救助者には、本人の出血状況や事故の凄惨さなどを見ることにより精神的安定を失わせないために目隠等の処置をする他、言動に十分な配慮をする。
- (8) 傷口や顔面などに汚れた手袋で触れないようにする。また、状況により隊員の感染防止にも配慮する。
- (9) 要救助者の観察は、救出作業の進展と並行して行い、救急隊との密接な連携のもと、継続的に行う。
- (10) 要救助者の状態から、搬送することが生命に危険である場合、搬送可否の判断が困難な場合や現場で医師による救命処置が必要であると認められる場合には、医師要請を行う。
- (11) 要救助者のプライバシーに配慮する。

4 使用資機材の選定

- (1) 使用用途に合ったものを選定する。
切断、引っ張り、持ち上げ、吊り上げ（下）、押し上げ等、実態に対応するものを選定する。
- (2) 障害の特性に合ったものを選定する。
材質、重量、大きさ、形状、性質、搬送距離等を考慮する。
- (3) 緊急性に合ったものを選定する。
緊急性が高い場合には、最も能力の高いものを選定する。

- (4) 同等の効果が得られる場合は、操作の簡単なものを選定する。
- (5) 確実に効果が期待できるものを選定する。
- (6) 危険の少ない安全な資機材を選定する。
- (7) 自己隊の資機材以外に他隊、他機関、関係者等の保有するもの及び現場調達可能なもので、効果が期待されるものを選定する。

5 救助活動の中断

指揮者は、災害の状況、救助活動に係る環境の悪化、天候の変化等から判断して救助活動を継続することが著しく危険であると予測される場合においては、救助活動を中断することができる。